

令和6年6月 定例教育委員会

第3別館2階会議室

議事日程 (令和6年6月28日 午前10時00分)

日程 番号	議事		
1	5月教育委員会会議録の承認		
2	会議録署名委員の指名		
3	教育長報告		
4	議題		
(1)	議案第31号	今治市開発総合センター運営審議会規則の一部を改正する規則制定 について	
	議案第32号	今治市公民館運営審議会委員の委嘱について	
	議案第33号	今治市開発総合センター運営審議会委員の委嘱について	

# 資料1

第8回教育委員会議案第31号

今治市開発総合センター運営審議会規則の一部を改正する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和6年6月28日提出

今治市教育委員会  
教育長 小澤 和樹

今治市開発総合センター運営審議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年 月 日

今治市教育委員会教育長 小 澤 和 樹

## 今治市開発総合センター運営審議会規則の一部を改正する規則

今治市開発総合センター運営審議会規則（平成17年教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 今治市伯方公民館が設置されるまでの間、第2条中「今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センター」とあるのは、「今治市伯方開発総合センター、今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センター」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市開発総合センター運営審議会規則改正条項新旧対照表

新	旧
<p>○今治市開発総合センター運営審議会 規則</p> <p>平成17年1月16日 教育委員会規則第31号</p> <p>改正 平成25年3月4日教育委員会規則第4号</p> <p>平成25年4月2日教育委員会規則第8号 平成28年3月23日教育委員会規則第11号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、今治市執行機関の附属機関設置条例(平成17年今治市条例第17号)第6条の規定に基づき、今治市開発総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第2条 審議会の委員は、今治市開発総合センター条例(平成17年今治市条例第84号)第2条の表に掲げる今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センターごとに、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</p> <p>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(3) 学識経験のある者</p> <p>2 特定の地位又は職により委嘱された委員</p>	<p>○今治市開発総合センター運営審議会 規則</p> <p>平成17年1月16日 教育委員会規則第31号</p> <p>改正 平成25年3月4日教育委員会規則第4号</p> <p>平成25年4月2日教育委員会規則第8号 平成28年3月23日教育委員会規則第11号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、今治市執行機関の附属機関設置条例(平成17年今治市条例第17号)第6条の規定に基づき、今治市開発総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第2条 審議会の委員は、今治市開発総合センター条例(平成17年今治市条例第84号)第2条の表に掲げる今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センターごとに、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</p> <p>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(3) 学識経験のある者</p> <p>2 特定の地位又は職により委嘱された委員</p>

の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、教育委員会が招集する。

2 審議会の会議は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成17年1月16日から施行

の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、教育委員会が招集する。

2 審議会の会議は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

— この規則は、平成17年1月16日から施行

する。

2 今治市伯方公民館が設置されるまでの間、第2条中「今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センター」とあるのは、「今治市伯方開発総合センター、今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センター」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年3月4日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月2日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成25年4月2日から施行する。

附 則（平成28年3月23日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

する。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

附 則（平成25年3月4日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月2日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成25年4月2日から施行する。

附 則（平成28年3月23日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

資料 2

第 8 回教育委員会議案第 32 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 6 年 6 月 28 日提出

今治市教育委員会  
教育長 小澤 和樹

「理 由」  
欠員補充による



今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市中央公民館

候補者	氏名	区分	備考
	門岡 達也	学校教育の関係者	今治市小中学校長会長
	谷本 正郎	学校教育の関係者	今治市内高等学校等校長連絡協議会
	長尾 正人	社会教育の関係者	今治市PTA連合会長
任期	令和6年6月28日～令和7年6月29日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	岡田 敏樹	学校教育の関係者	今治市小中学校長会長
	石崎 一水	学校教育の関係者	今治市内高等学校等校長連絡協議会
	織田 真吾	社会教育の関係者	今治市PTA連合会長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市別宮公民館

候補者	氏名	区分	備考
	河北 興次	学校教育の関係者	別宮地区団体連絡協議会代表
	池田 實	学識経験のある者	別宮校区老人会連合会代表
	八木 和子	学識経験のある者	学識経験者
任期	令和 6年 6月 28日 ~ 令和 7年 6月 29日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	平塚 忠敏	学校教育の関係者	別宮地区団体連絡協議会代表
	土岐 辰紀	学識経験のある者	別宮校区老人会連合会代表
	越智 誠文	学識経験のある者	別宮地区連合自治会代表

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市国分公民館

候補者	氏名	区分	備考
	佐藤 寿一	学校教育の関係者	桜井中学校長
	林 静香	社会教育の関係者	国分小学校PTA国分公民館担当
任期		令和6年6月28日 ～ 令和7年2月23日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	木村 晴彦	学校教育の関係者	桜井中学校長
	西亀 美香	社会教育の関係者	国分小学校PTA国分公民館担当

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市日高公民館

候補者	氏名	区分	備考
	玉井 則行	学識経験のある者	日高地区自治会副会長
	越智 弘	学識経験のある者	日高地区自治会副会長
	三好 聖希	学識経験のある者	日高校区消防後援会長
任期	令和6年6月28日 ~ 令和7年6月1日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	西村 清子	学識経験のある者	日高地区自治会副会長
	村上 眞司	学識経験のある者	日高地区自治会副会長
	神野 由香	学識経験のある者	日高校区消防後援会長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市波方公民館

候補者	氏名	区分	備考
	手塚 淳	学校教育の関係者	波方小学校校長
	任期	令和 6 年6月28日 ~ 令和 7 年 2 月23日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	金子 剛志	学校教育の関係者	波方小学校校長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市菊間公民館

候補者	氏名	区分	備考
	近藤 勲	学校教育の関係者	菊間中学校校長
	西原 慎吾	社会教育の関係者	菊間小学校PTA代表
	兵頭 茂生	社会教育の関係者	亀岡小学校PTA代表
任期		令和6年6月28日 ~ 令和7年6月1日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	浜本 正樹	学校教育の関係者	菊間中学校校長
	越智 傑宜	社会教育の関係者	菊間小学校PTA代表
	柚山 竜一	社会教育の関係者	亀岡小学校PTA代表

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市大三島公民館

候補者	氏名	区分	備考
	角尾 貴裕	学校教育の関係者	大三島中学校校長
	小林 杏	社会教育の関係者	大三島認定こども園保護者会会長
任期		令和6年6月28日 ～ 令和7年6月1日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	近藤 勲	学校教育の関係者	大三島中学校校長
	野村 さやか	社会教育の関係者	大三島認定こども園保護者会会長
	大亀 智子	社会教育の関係者	大三島愛護班連絡協議会会長

「参 照」

## 社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で  
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

## 今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。



「参 考」今治市中央公民館運営審議会委員名簿

候 補 者	氏 名	区 分	備 考	
	門岡 達也	学校教育の関係者	今治市小中学校長会長	交替
	谷本 正郎	学校教育の関係者	今治市内高等学校等校長連絡協議会	交替
	木谷 誠	学校教育の関係者	めぐみ幼稚園	
	越智 千英子	社会教育の関係者	今治市連合婦人会	
	長尾 正人	社会教育の関係者	今治市PTA連合会長	交替
	大亀 榮子	社会教育の関係者	今治文化協会会長	
	清水 正恵	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治市母子寡婦福祉連合会長	
	檜垣 秀子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治市民生児童委員協議会主任 児童委員	
	山田 逸朗	社会教育の関係者	中央公民館登録団体連絡協議会 会長	
	窪田 順子	学識経験のある者	今治母親連絡協議会	
	田中 弘	学識経験のある者	今治市連合自治会長	
	渡邊 英子	学識経験のある者	今治市老人クラブ連合会女性部 長	
任 期	令和5年6月30日～令和7年6月29日			

交替

令和6年6月28日 ～ 令和7年6月29日

「参 考」今治市別宮公民館運営審議会委員候補者名簿

候 補 者	氏 名	区 分	備 考	
	山川 博一	学校教育の関係者	別宮小学校校長	
	藤原 信吾	学校教育の関係者	近見中学校校長	
	濱田 恵理	社会教育の関係者	別宮小学校PTA代表	
	藤原 美久仁	社会教育の関係者	別宮公民館登録団体連絡協議会代表	
	越智 和紀	家庭教育の向上に資する活動を行う者	別宮地区民生児童委員協議会代表	
	河北 興次	学識経験のある者	別宮地区団体連絡協議会代表	交替
	池田 實	学識経験のある者	別宮校区老人会連合会代表	交替
	阿部 真美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	別宮地区社会福祉協議会代表	
	八木 和子	学識経験のある者	別宮地区連合自治会代表	交替
	白石 みほ子	学識経験のある者	別宮校区壮年会代表	
	池内 直子	学識経験のある者	別宮校区シルバー会代表	
任 期	令和 5年 6月 30日 ~ 令和 7年 6月 29日			

交 替

令和6年6月28日 ~ 令和7年6月29日

「参 考」今治市国分公民館運営審議会委員候補者名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	馬越 敏	学校教育の関係者	国分小学校長	
	佐藤 寿一	学校教育の関係者	桜井中学校長	交替
	小田 栄光	社会教育の関係者	桜井中学校PTA健全育成部長	
	林 静香	社会教育の関係者	国分小学校PTA国分公民館担当	交替
	飯野 俊廣	学識経験のある者	国分地区自治会長	
	本宮 幸美	学識経験のある者	国分地区自治会婦人部長	
	正岡 誠一	社会教育の関係者	今治市青少年補導委員会国分支部長	
	越智 廣美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	国分地区民生児童委員会会長	
	本多 正雄	社会教育の関係者	国分軽スポーツクラブ会長	
	梶本 芳美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	国分地区主任児童委員	
	村上 光昭	学識経験のある者	国分地区団体連絡協議会会計	
	檜垣 節子	学識経験のある者	国分地区自治会婦人部部員	
任 期	令和5年2月24日 ～ 令和7年2月23日			

交 替 令和6年6月28日 ～ 令和7年2月23日

「参 考」今治市日高公民館運営審議会委員名簿

候 補 者	氏 名	区 分	備 考	
	渡辺 一夫	学識経験のある者	日高地区自治会長	
	玉井 則行	学識経験のある者	日高地区自治会副会長	交替
	大野 信子	学識経験のある者	日高地区自治会副会長	
	越智 弘	学識経験のある者	日高地区自治会副会長	交替
	三好 聖希	学識経験のある者	日高校区消防後援会長	交替
	白石 裕太	学校教育の関係者	西中学校長	
	亀田 義彦	学校教育の関係者	日高小学校長	
	御堂 悦子	社会教育の関係者	西中学校PTA副会長	
	石岡 英樹	社会教育の関係者	日高小学校PTA副会長	
	宇野 須美恵	学識経験のある者	日高校区老人クラブ会長	
	越智 千代美	社会教育の関係者	日高体育振興会副会長	
	曾我 和恵	社会教育の関係者	公民館利用者団体代表	
任 期	令和5年6月2日 ～ 令和7年6月1日			

交替

令和6年6月28日 ～ 令和7年6月1日

「参 考」今治市波方公民館運営審議会委員名簿

候 補 者	氏 名	区 分	備 考	
	手塚 淳	学校教育の関係者	波方小学校長	交替
	竹内 雅之	学校教育の関係者	北郷中学校長	
	佐伯由紀子	学識経験のある者	学識経験者	
	土岐 友和	学識経験のある者	団体職員代表	
	青木 久子	社会教育の関係者	波方地区婦人会長	
	白石しのぶ	社会教育の関係者	スポーツ推進委員	
	山田 哲也	社会教育の関係者	スポーツ推進委員	
	村上 唯博	学識経験のある者	波方文化協会長	
	小林 豪	学識経験のある者	学識経験者	
	木村 信恵	学識経験のある者	波方公民館登録団体	
	菊川くるみ	学識経験のある者	越智商工会波方支部女性部長	
	智内 智景	学識経験のある者	波方公民館登録団体	
任 期	令和 5 年 2 月24日 ～ 令和 7 年 2 月23日			

交替

令和 6 年6月28日 ～ 令和 7 年 2 月23日

「参 考」今治市菊間公民館運営審議会委員名簿

	氏 名	区 分	備 考		
候 補 者	近藤 勲	学校教育の関係者	菊間中学校長	交替	
	森田 悦子	社会教育の関係者	菊間地区婦人会長		
	森田 和祥	学識経験のある者	地元産業代表		
	渡部 富美子	学識経験のある者	越智商工会菊間支所代表		
	西原 慎吾	社会教育の関係者	菊間小学校PTA代表	交替	
	兵頭 茂生	社会教育の関係者	亀岡小学校PTA代表	交替	
	渡部 みち子	学識経験のある者	菊間地区代表		
	渡部 齐	学識経験のある者	菊間地区代表		
	藤本 久香	学識経験のある者	亀岡地区代表		
	村上 泰仁	学識経験のある者	亀岡地区代表		
	渡部 美智恵	学識経験のある者	歌仙地区代表		
	菅 英祐	学識経験のある者	歌仙地区代表		
	任 期	令和5年6月2日 ～ 令和7年6月1日			

交 替

令和6年6月28日 ～ 令和7年6月1日

「参 考」今治市大三島公民館運営審議会委員名簿

候 補 者	氏 名	区 分	備 考	
	高杉 秀夫	学校教育の関係者	大三島小学校長	
	角尾 貴裕	学校教育の関係者	大三島中学校長	交替
	阿部 潤也	学校教育の関係者	今治北高等学校 大三島分校長	
	小林 杏	社会教育の関係者	大三島認定こども園保護者会長	交替
	藤原 陽子	社会教育の関係者	野々江地区婦人会代表者	
	富永 美保	学識経験のある者	学識経験者	
	藤原 須奈恵	学識経験のある者	学識経験者	
	山下 民夫	学識経験のある者	学識経験者	
	相原 則子	学識経験のある者	学識経験者	
	藤原 みはる	学識経験のある者	手描き友禅の会代表	
任 期	令和5年6月2日 ～ 令和7年6月1日			

交替

令和6年6月28日 ～ 令和7年6月1日

資料 3

第 8 回教育委員会議案第 33 号

今治市開発総合センター運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 6 年 6 月 2 8 日提出

今治市教育委員会  
教育長 小澤 和樹

「理 由」

今治市開発総合センター運営審議会規則の一部を改正する規則制定による  
就任のため



今治市開発総合センター運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市伯方開発総合センター

	氏 名	区 分	備 考
候 補 者	木山 博文	学校教育の関係者	今治市立伯方小学校長
	渡邊 伸	学校教育の関係者	今治市立伯方中学校長
	田窪 証明	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会伯方支部代表
	田窪 喜代子	社会教育の関係者	今治市伯方文化協会代表
	馬越 誠	社会教育の関係者	今治市伯方支部スポーツ推進委員 協議会代表
	村上 玉恵	社会教育の関係者	今治市老人クラブ連合会 伯方支部連合会代表
	野間 マツコ	社会教育の関係者	今治市伯方地域婦人ボランティア代表
	織田 将秀	学校教育の関係者	今治市立伯方中学校PTA会長
	馬越 眞由美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治市伯方地区主任児童委員
	村上 菊美	学識経験のある者	学識経験者
	田窪 由美	学識経験のある者	学識経験者
	濱本 香苗	学識経験のある者	学識経験者
	任 期	令和6年6月28日 ～ 令和8年6月27日	

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市開発総合センター運営審議会	開発総合センターの各種事業の企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	12人	2年

今治市開発総合センター運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、今治市開発総合センター条例（平成17年今治市条例第84号）

第2条の表に掲げる今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センターごとに、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者